

川 北 区 発 第 2 1 号
令和 5 年 5 月 2 9 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫 印



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 5 年 1 月 3 0 日執行の都市整備部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（北部土地区画整理事務所）

北部土地区画整理事務所の報酬において、日額報酬の支給が川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 4 条に定められた支給期日に関して、事務所全員に資料配布のうえ説明し、業務予定にも明示するなど認識を徹底し、条例に則り支出するように事務を改めました。

そのうえで令和 5 年 5 月分から、各委員の債権者登録状況の確認及び支給事務を適正に行いました。（令和 5 年 5 月 1 9 日執行済み）

財産管理について（北部土地区画整理事務所）

北部土地区画整理事務所の原材料品の受払いにおいて、受払いの管理が川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。



講じた措置の内容

原材料品の管理に関して、所定の保管場所に貼紙をして明示し、事務所職員全員で立ち合い、再確認いたしました。また、原材料品受払簿の記載誤りについて数量確認と修正を行いました。

受払い時には必ず複数名で立ち合い、数量確認のうえ原材料品受払簿への正確な記載に努め、所属長と係長がその都度内容を確認することで、適正な事務の執行及び川口市財産規則に則り管理するよう事務所職員全員に周知徹底いたしました。